

議案第 56 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町道施設の不備により発生した自動車のタイヤパンクに係る損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解及び損害賠償の相手方  
倉吉市 個人

2 和解の要旨  
町は、町道施設の管理に不備があったことを認め、損害賠償金 7,646 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故の発生日

平成 27 年 5 月 18 日

(2) 事故の発生場所

東伯郡三朝町大字木地山（町道高清水高原線）

(3) 事故の状況

和解の相手方が町道高清水高原線を車両により通行していたところ、町道のアスファルト舗装が剥がれ穴ぼこが発生していた部分に当該車両の左側前輪を通過させタイヤがパンクしたものである。